

○被扶養者になれる人の範囲

1 扶養の加入

(1) 被扶養者の制度や加入条件

健康保険では、被保険者の収入で生計を維持している一定の範囲の扶養家族についても給付を行っています。この扶養家族を「被扶養者」と呼びます。

家族が「被扶養者」の資格を得るためには当健保組合で被扶養者として扶養認定を受ける必要があります。

「税法上の被扶養者」「被保険者の配偶者や子」であれば無条件で健康保険の被扶養者として認定されるわけではありません。

また、被扶養者になれる人は原則として国内居住者に限られます。ただし、海外に居住していても留学している学生など生活の基礎が国内にあると認められた場合は、例外として認定されます。

「被扶養者」の認定を受けるためには「被保険者と一定の親族関係にあること」、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

その他、扶養認定にあたり条件を満たす必要があります。

なお、被扶養者の認定については、当健保組合がこれらの扶養条件と提出書類を基に総合的に判断を行い認定します。また、扶養認定後も1年に1度、被扶養者の認定調査（検認）を行い、被扶養者の状況確認を実施します。その際に、認定条件から逸脱している場合は、認定削除の対象となります。

(2) 扶養になりうる人（三親等内の親族であること）

① 被保険者と生計維持関係のみで足りる人

配偶者（内縁関係も可）、子・孫、兄弟姉妹、父母・祖父母などの被保険者の直系尊属

② 被保険者と生計維持関係と同一世帯であることが必要な人

①以外の3親等内の親族、被保険者の配偶者（内縁関係も可）の父母・連れ子、配偶者（内縁関係も可）死亡後の父母・連れ子

※「関連情報」→「被扶養者になれる人の範囲」にて分かりやすく図解してあります。

(3) 被扶養者となる者の収入が扶養の範囲の基準内であり、被保険者によって生計が維持されていること

① 同居（同一世帯）の場合

- ・ 60歳未満・・・年収が130万円未満
- ・ 60歳以上の方または障害厚生年金の受給要件に該当する方・・・年収180万円未満

- ・ 被保険者の年収の2分の1未満であること（※2）

② 別居の場合

- ・ 60 歳未満・・・年収が 130 万円未満
- ・ 60 歳以上の方または障害厚生年金の受給要件に該当する方・・・年収 180 万円未満
- ・ 対象者の年収が被保険者からの援助額（仕送り等）より少ない（※2）

○別居時の仕送りの基準

次の基準を全て満たすこと

- ・ 仕送り額が対象者の収入額を上回っている
- ・ 被保険者の収入から仕送り分を引いた金額が、対象者の生活費（収入＋仕送り）を上回っている
- ・ 定期的かつ継続的な仕送りであると、客観的に認めることができる書類（銀行振込・現金書留の控えや振り込み事実を記帳した通帳（振込先の氏名がわかるもの）がある（学生の場合は不要）

※1 後期高齢者医療制度の対象者（75 歳以上）は被扶養者にはなれません。

※2 生計費の 2 分の 1 以上を被保険者により援助されていることが必要ですが、これはあくまでも目安です。社会通念上妥当性を欠くと見なされた場合は認定されない場合があります。

（4）扶養申請時の添付書類

被扶養者（異動）届に必要な事項を記載し、必要書類を添付のうえ、各拠点の総務担当者を通して事業主へ提出してください。

添付書類につきましては「関連情報」→「被扶養者認定に必要な添付書類」を参照してください。

※当健保組合で扶養事実の認定にあたりこの書類以外にも必要と判断した場合は別途書類を求めることがありますのでご了承ください。

2 扶養の削除

上記の範囲内で扶養として認定されていた者が以下の事由に該当した場合は、速やかに扶養削除の手続きをしてください。

- ①被扶養者の就職した
- ②被扶養者が死亡した
- ③被扶養者が後期高齢者医療制度へ移行した
- ④被扶養者と生計維持関係が消滅した
- ⑤被保険者と離婚した（離婚に親権者の変更があった）
- ⑥被扶養者の収入が扶養の範囲を超えた
- ⑦被扶養者の収入が被保険者の収入の2分の1をこえた
- ⑧被扶養者でない配偶者の収入が、被保険者の収入よりも増加したとき（夫婦共同扶養）
- ⑨被保険者よりも優先して被扶養者を扶養すべき方がいるとき（優先的扶養義務）
- ⑩上記以外に認定条件を逸脱したとき

上記の事実が発生したら、速やかに被扶養者（異動）を各拠点の総務担当者を通して事業主に提出してください。

なお、上記事実が発生しても、被扶養者（異動）届が提出されずに被扶養者の認定調査（検認）の際に事実が判明し、遡って扶養削除となるケースが見受けられます。この場合は、遡及して扶養削除となり、扶養期間外の医療機関の受診分の医療費を後日返金してもらうこととなりますので、事実発生時に速やかに手続きをしてください。